

2022年7月22日

各位

会社名 ユナイテッド&コレクティブ株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂井 英也
(コード：3557、東証グロース)
問合せ先：管理本部長 畑中 俊哉
(TEL. 03-6277-8088)

第7回新株予約権の行使価額修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が2021年2月8日に発行しました第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の行使価額について、下記のとおり修正することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

(1) 新株予約権の名称	ユナイテッド&コレクティブ株式会社 第7回新株予約権
(2) 発行した本新株予約権の個数（株式数）	3,000個（300,000株）
(3) 行使価額の修正日	2022年7月22日
(4) 修正後行使価額の適用開始日	2022年7月25日
(5) 修正前行使価額	1,551円
(6) 修正後行使価額	1,160円
(7) 修正日前日時点における本新株予約権の未行使残存個数（株式数）	3,000個（300,000株）
(8) 修正事由	発行要項に規定された行使価額の修正条項の適用によるものであります。
(9) 資金調達の資金用途	本新株予約権が行使された場合に払い込まれる資金は、以下の用途に充当する予定です。 ①既存ブランドの強化及びリブランディング ②新ブランドの開発及び新規出店 ③新しい食の事業への参入

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

【本新株予約権の行使価額を修正する理由について】

本新株予約権による調達資金の資金使途でもある、「既存ブランドの強化及びリブランディング」及び「新ブランドの開発及び新規出店」については、当社の主たる事業である飲食店経営において新型コロナウイルス感染拡大の影響による社会全体の値観の変化への対応が求められる中、アフターコロナを見据えて主に「the 3rd Burger」のリブランディング及び新規出店に取り組んでまいりました。社会全体におきましては、ワクチン接種が進み、2022年3月には長らく断続的に行ってきた国及び地方自治体による営業活動制限を伴う各種要請が全面解除となり、アフターコロナにおける経済活動が動き始めつつあります。

しかしながら足元では、日本経済において新型コロナウイルス感染拡大の第7波が大きな影響を与えつつあり、世界情勢不安による円安や原材料高騰によりインフレ基調が高まっている中、当社におきましては外食需要の減少とコストの増加を吸収するための更なる取り組みが必要であり、そのために必要な資金の調達を行う必要があります。

このような状況のもと、本新株予約権と同時に発行しました第6回新株予約権につきましては、その行使価額が行使の都度修正されることもあり、2021年5月14日までに3,000個(300,000株)が行使され、行使が完了しております。一方で本新株予約権につきましては、これまで当初行使価額を下回る水準で株価が推移し、これまでのところ行使されておられません。

以上のような状況を踏まえ、当社の株価水準を適切に本新株予約権の行使価額に反映することにより、行使を促進し、機動的な資金調達を実現するために本新株予約権の行使価額を修正することといたしました。かかる行使価額の修正により資金調達額は減少することがありますが、行使価額が下限行使価額を下回る株価水準において、当社が行使価額の修正を行わない場合などでは、本新株予約権の行使が進まないために資金調達の見込みが乏しくなり、事業計画どおりに施策を実施できないため、当社の業績に影響を与える可能性があります。そのため、施策を計画どおりに進めることを優先し、行使価額の修正を行うものであります。

なお、当社の株価水準と事業計画及び資金計画の進捗等を総合的に勘案し、本新株予約権の発行要項に従って行使価額の修正を今後行うことがありえます。

ご参考（第7回新株予約権の詳細 2021年1月22日付開示資料をご覧ください。）

当社は、第7回新株予約権について、2021年3月8日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「第7回新株予約権行使価額修正決議」といいます。）により、第7回新株予約権行使価額修正決議を行う日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に行使価額の修正を行うことができます。但し、修正後の行使価額は、635円（以下「第7回新株予約権下限行使価額」といいます。）を下回ることはできないものとします。修正後の行使価額は、第7回新株予約権行使価額修正決議がなされた日の翌日以降適用されます。第7回新株予約権行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨及び修正後の行使価額を本新株予約権者に通知します。

上記にかかわらず、直前になされた第7回新株予約権行使価額修正決議の日から6ヶ月を経過していない場合、当社は、第7回新株予約権の行使価額の修正を行うことができません。

以上

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。